

# 射水市立放生津小学校 いじめ防止基本方針

— 子供の笑顔が輝く毎日のために —

令和2年5月改定

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、学校・家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」「富山県いじめ防止基本方針」「射水市いじめ防止基本方針」をもとに「射水市立放生津小学校いじめ防止基本方針」を定める。

## I 目標

「射水市立放生津小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）」を受けて、その理念を実現し、放生津小学校の全ての児童がいじめの恐れや害悪から解放され、生き生きと学べるようにするために、教職員、児童、保護者、地域が一体となって取り組むための指針である。

## II 基本的な考え

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条より】

### 2 基本認識

いじめへの対応は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、射水市教育委員会、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

「いじめは絶対に許されない」  
「いじめは卑怯な行為である」  
「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」

### 3 いじめ解消の定義

・いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続し、被害者が心身の苦痛を受けていないこと

【文部科学省・いじめの防止等のための基本的な方針より】

加害者に指導したり、加害者が被害者に謝罪したりしたことでいじめが解消したと判断するのではなく、注意深く見守り続け、被害者や加害者への面談も続けるべきである。

### Ⅲ いじめへの対応

全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めるために、特に以下のことを実施する。

#### 1 いじめの未然防止に向けた取組

- ・学習にやりがいを感じ、よく分かる、参加・活躍ができる、楽しい授業に心がける。
- ・授業を担当する全ての教員が公開授業を行い、児童の現状把握を通して、授業改善を図る。
- ・全校共通の学習規律を定着させる。(話している人の方を向いて黙って聞く。学んだことが分かりやすく、学びを深めていけるノートを書く。相手に伝わるように話す。)
- ・縦割活動等の異学年交流の場を設定し、互いを思いやり協力し合う心情や態度を育む。
- ・小中、幼保小連携を通して、発達の段階を踏まえた児童理解に努め、適切な指導の充実に生かす。
- ・縦割り班編成会議や校内教育支援委員会(年5回開催)、生徒指導委員会(児童に関する情報交換と共通理解を図る場を隔週設定)を通して情報交換を行う。
- ・定期的に行う「あいさつ運動」や児童会を中心とした「ちょこっとボランティア」「あったか放生津の日」を継続的に実施する。
- ・道徳科の学習を通して思いやりの心情を育むとともに、年に一度学習参観で一斉に道徳科の授業を行い、保護者への意識付けを図る。
- ・公開授業や学級懇談会、家庭訪問、連絡ノート等を活用した情報交換及び連携に努める。
- ・Q-U調査を行い、要支援児童について共通理解を図り、全教職員による支援に生かす。また、Q-U調査結果から、学級運営の改善を図る。
- ・いじめに関する具体的な事案や、発達障害、児童虐待、心的外傷後ストレス障害、性同一性障害等に関して学ぶ教職員の研修の場や機会を設け、いじめの起きない環境づくりについて認識を深める。
- ・児童のメディア使用の実態を適時把握すると共に、情報モラルについて、ネット上への安易な書き込みが大きな犯罪につながる危険性について、発達段階に応じて計画的に指導する。また、適宜教職員の研修や保護者に対する啓発を行う。
- ・様々な疾病や障がいに関して、当該者とその家族、対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為が生じないように、適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うようにする。

#### 2 いじめの早期発見に向けた取組

- ・6月、11月、2月等に「学校生活アンケート」(いじめ調査)をとり、担任が全員と個人面談を実施する。また、生徒指導主事が中心となり、全校的な傾向と対策について、教職員の共通理解を図る。必要に応じた個人面談も実施する。その際、他の児童に分からないよう時間や場所等の配慮をする。
- ・健康観察時に一人一人の体と心の健康の観察を行ったり、養護教諭による保健日誌から一人一人の状態を把握したりする。
- ・児童一人一人との関わりを密にするために日記等を活用する。
- ・児童に、困ったことや悩みなどがあれば、担任だけではなく誰に相談してもよいということを伝えておく。
- ・交換授業や一部教科担任制、複数学年合同授業を実施し、学級担任だけではなく、複数教員によって各学級へ関わっていく。
- ・休み時間等における子供たちとの雑談や授業、給食の様子、縦割り清掃の様子等から情報を収集し、それを担任に伝えたり、必要に応じて全教職員が情報を共有したりする。その際、5W1Hの付箋紙メモを活用し、生徒指導主事がその情報を集約・配布する。
- ・保護者や地域からの情報を全教職員が把握し、指導に生かす。
- ・保健室前に相談ポストを設置する。マイサポーター制度により、子供一人一人の要求に応じた相談体制をとると共に、サポーターとなった教職員が意識的に見守り、声かけをしていくようにする。
- ・図書館日誌や保健日誌等から、情報を把握し指導に生かす。
- ・はとっ子ノート(生徒指導主事、SC、SSW、学習サポーターが随時気付いたことを書くノート)で、学校内の情報を共有する。

### 3 いじめに対する早期対応及び措置

#### ① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、迅速に対応する。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けたり、いじめではないかとの可能性が感じられたりしたときは、教職員は一人で抱え込まず、まず、低中高学年部会で話し合い、いじめの可能性があった場合は直ちに「いじめ防止対策委員会」を開いて報告・連絡・相談をし、情報を共有する。また、必要に応じて、いじめ防止対策協議会を開催する。
- ・「いじめ防止対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合、市教育委員会による調査を実施する。

#### ② いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。聴取は基本的に担任が行うが、状況に応じて「いじめ防止対策委員会」の構成員も協力して行う。また、家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。聴取・保護者へ伝える際には、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられている児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめられた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

#### ③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。聴取は基本的に担任が行うが、状況に応じて「いじめ防止対策委員会」の構成員も協力して行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考える。

#### ④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題、学級全体の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめは当事者だけでなく、学級全体でなくしていくように働きかけることが必要であることを理解させる。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### 4 再発防止

- ・ 校長をはじめ教職員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導する。
- ・ お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実を図る。
- ・ 道徳科や特別活動（学級活動や児童会活動等）において、いじめに関わる問題の指導を行う。
- ・ 学校行事において、機会を捉えていじめの問題の指導を行う。
- ・ いじめが解決したと考えられる場合でも、十分な注意を払い、継続的に指導を行う。
- ・ 児童の変化を定期的に確認・検証し、必要に応じて支援策を修正しながら継続的に支援を行う。

#### 5 いじめ防止等のための対策組織

いじめ防止等のため、次の会議及び委員会を組織し、毎学期、取組評価アンケートを実施することにより、学校としての取組の適否を検証する。

##### ○ いじめ防止対策協議会

- ① 構 成 員・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭  
P T A会長、学校評議員（主任児童委員、地域振興会会長を含む）、S C、  
S S W
- ② 具体的な役割・・・学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる組織として以下の役割を担う。
  - ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
  - ・ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

##### ○ いじめ防止対策委員会

- ① 構 成 員・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、低中高学年主任
- ② 具体的な役割・・・日々のいじめ防止等の措置を実効的に行う組織として以下の役割を担う。
  - ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割